



島根県報

令和2年8月25日（火）

第 135 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（ " ）	2
障害福祉サービス等事業所のサービス継続支援事業及び障害福祉サービス等事業所との連携支援事業の支払に関連した事務等の委託	（障 がい 福 祉 課）	2
保安林の指定	（森 林 整 備 課）	3
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（中 小 企 業 課）	3

【特定調達公告】

島根県漁業取締船「せいふう」法定検査及び修繕整備工事に係る一般競争入札の実施	（水 産 課）	4
--	---------	---

告 示**島根県告示第534号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和2年8月25日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
出雲徳洲会 訪問看護ステーション	出雲市斐川町直江3964-1	令和2年8月3日

島根県告示第535号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年8月25日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
能美小児科医院	益田市中島町イ369	令和2年6月30日
いのうえ小児科医院	出雲市斐川町上直江982番地2	令和2年7月31日

島根県告示第536号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第165条の3第1項の規定により次のとおり事務を委託したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第56条の2第1項の規定により告示する。

令和2年8月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 委託した者の住所及び名称

島根県松江市学園一丁目7番14号

島根県国民健康保険団体連合会

2 委託した支払金等の種類及び事務の内容

次に掲げる事務であって、県が障害福祉サービス施設・事業所等に直接行う支払、交付額の決定に係る審査及び支払後の精算その他の債権管理及び回収に係る事務を除くもの

(1) 障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業実施要綱に基づく障害福祉サービス等事業所のサービス継続支援事業及び障害福祉サービス等事業所との連携支援事業の支払に関連した事務

(2) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）実施要綱に基づく障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業、障害福祉サービス再開に向けた支援事業及び障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業の申請受付及び支払に関連した事務

3 委託の開始年月日

令和2年7月20日

島根県告示第537号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和2年8月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

出雲市所原町字家ノ奥5038-1、5047-3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

所原町字家ノ奥5038-1・5047-3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第538号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和2年8月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

松江ステーションショッピングプラザ（シャミネ松江東館） 島根県松江市朝日町字伊勢宮472番地2

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

J R 西日本山陰開発株式会社 代表取締役社長 新井 慎一 島根県松江市朝日町字伊勢宮472番地2

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前） J R 西日本山陰開発株式会社 代表取締役社長 貴谷 健史

（変更後） J R 西日本山陰開発株式会社 代表取締役社長 新井 慎一

(4) 変更の年月日

令和2年7月10日

2 届出年月日

令和2年8月6日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課（松江市末次町86番地）

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和2年8月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

島根県漁業取締船「せいふう」法定検査及び修繕整備工事 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 整備期間

令和2年10月14日（水）から同年12月11日（金）まで

(4) 引渡場所

請負造船所岸壁

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、第5条に規定する入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「5車両船舶類」小分類「(2)船舶」に登録されている者であること。

(5) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(7) 島根県漁業取締船「せいふう」の航行区域内にあり、かつ、「せいふう」の基地港である七類港（島根県松江市）から海上距離で200マイル以内にドックを有していること。

(8) 総トン数125トン以上の軽合金製船舶を出入架し得る能力を有していること。

(9) ドライドック（乾ドック）を有していること。

3 入札手続等

(1) 入札書の提出場所、契約を交わす場所及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県農林水産部水産課 漁業管理グループ

電話番号 0852-22-5315 F A X 0852-22-5929

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

令和2年8月25日（火）から同年9月18日（金）までの間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）、(1)の場所において交付する。交付時間は、午前9時から午後5時までとする。

なお、希望する者には、交付期間中に電子ファイルを電子メールに添付して入札説明書を交付するので、会社名、担当部課名、担当者名、電話番号及び返信先電子メールアドレスを明記して(1)の問合せ先まで申し込むこと。

(3) 入札説明会

必要に応じて実施するので、実施を希望する者は、令和2年9月24日（木）までに(1)の問合せ先まで申し込むこと。

(4) 入札書の提出期限等

ア 提出期限 令和2年10月5日（月）午前10時まで

イ 提出方法 持参又は郵送。ただし、郵送の場合は、令和2年10月1日（木）午後5時までに到着していること。

ウ 提出場所 島根県松江市殿町1番地

島根県農林水産部水産課 漁業管理グループ

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年10月5日（月）午前10時30分から

イ 場所 島根県庁本庁舎6階605号室（島根県松江市殿町1番地）

4 その他

(1) 契約の手續に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約希望金額の100分の5以上を入札の開始までに納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当すると認められる場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、落札者が島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当すると認められた場合は、免除する。

(4) 入札希望者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書の交付を受け、令和2年9月25日（金）午後5時までに入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県農林水産部水産課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of services required : Legal inspection and servicing of Fisheries Patrol Vessel “Seifu” , complete set
- (2) Deadline for bid : 10 : 00 a.m. October 5, 2020
Applications accepted in person or by mail
Applications by mail must arrive at the address below by 5 : 00 p.m. October 1, 2020
- (3) Contact : Fisheries Division, Department of Agriculture, Forestry and Fisheries, Shimane Prefectural Government, 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501 Japan
TEL : 0852-22-5315 Fax : 0852-22-5929